

■ 町民参画手続の実施状況（平成29年度実績）

対象期間：平成29年4月1日～平成30年3月31日

(1)パブリックコメント

No.	事業名称及び担当課	概要	募集期間	周知方法	対象	意見件数	結果の公表状況	摘要
1	安平町森林整備計画の変更【農林課】	森林法に基づく平成28年度から平成37年度までの森林整備計画のうち、平成30年度以降の内容を見直すもの	平成30年2月15日～平成30年3月15日	HP 担当課閲覧 掲示場掲示	町民	0件	HP、広報笑顔30.7 縦覧(30.4.2～4.27)	
2	安平町空家等対策計画の策定【住民生活課】	空家等の適正な管理及び活用に向けた対策を総合的に実施するために策定するもの	平成30年2月5日～平成30年2月26日	HP 広報紙 担当課閲覧	町民	1件 (2項目)	HP、広報笑顔30.7 担当課での閲覧	平成30年6月議会にて行政報告済み
3	安平町耐震改修促進計画の策定【施設課】	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく、安平町の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針を定めるもの	平成30年3月8日～平成30年3月28日	HP 広報紙 担当課閲覧	町民	0件	HP、広報笑顔30.7 担当課での閲覧	平成30年6月議会にて行政報告済み
4	安平町住生活基本計画の策定【施設課】	安平町における住生活安定の確保及び促進を図ることを目的とした住宅施策の総合的な計画を策定するもの	平成30年3月27日～平成30年4月16日	HP 広報紙 担当課閲覧	町民	0件	HP、広報笑顔30.7 担当課での閲覧	平成30年6月議会にて行政報告済み
5	安平町公営住宅等長寿命化計画の見直し【施設課】	社会情勢の変化に対応するため、平成23年度に策定した当該計画の見直しを行うもの	平成30年3月27日～平成30年4月16日	HP 広報紙 担当課閲覧	町民	0件	HP、広報笑顔30.7 担当課での閲覧	平成30年6月議会にて行政報告済み

(2)アンケート調査

No.	事業名称及び担当課	概要	実施期間	実施方法	対象	回答件数	結果の公表状況	摘要
1								

(3)モニター制度

No.	事業名称及び担当課	概要	実施期間	公募方法	参加状況	意見件数	結果の公表状況	摘要
1								

(4)町民説明会

No.	事業名称及び担当課	概要	実施日又は実施期間	周知方法	対象	参加状況	結果の公表状況	摘要
1	安平公民館の整備に関する地域説明会【教育委員会事務局】	安平公民館実施設計平面図等説明	平成29年5月24日	自治会等周知	瑞穂・安平第一・安平第二・安平第三・緑丘自治会ほか	27名	28年11月実施説明会で出された意見・要望等反映し、実施設計完成。説明会で公表。	

(5)ワークショップ

No.	事業名称及び担当課	概要	実施日又は実施期間	周知方法	対象	参加状況	結果の公表状況	摘要
1								

(6)審議会等において意見聴取を行ったもの

No.	事業名称及び担当課	概要	審議会の名称・開催日	第6条第1項の該当、審議内容等	結果の公表状況
1	安平町子ども・子育て支援事業計画の見直し【教育委員会事務局】	本計画は、安平町の子ども・子育てを取り巻く福祉、教育、保健、医療、環境、住宅などのあらゆる施策を総合的かつ計画的に推進するための指針とするための計画で、平成27年4月に策定し、計画期間の中間年となる平成29年度に見直しを行うもの。	安平町子ども・子育て会議 平成29年9月25日	1号(計画変更)に該当 直近の人口動向説明後、平成30年度及び平成31年度の「量の見込み」と「確保の内容」について審議し、原案どおり承認可決した。	HP、広報笑顔29.10、担当課での閲覧

2	第5期安平町しょうがい福祉計画・第1期安平町しょうがい児福祉計画の策定【健康福祉課】	本計画は、安平町のしょうがい福祉に関して、国の定めた基本的な指針に基づき、平成32年度を目標としてサービス基盤整備への取組みに資する目標値、見込み量を定めるもの。	【当事者団体・関係機関ヒアリング】 ①H29.12.13 社会福祉法人富門華会、障害者支援施設 富門華寮、第二富門華寮 ②H29.12.14 安平町手をつなぐ育成会 ③H29.12.20 胆振身体障害者福祉協会安平支部 ④H29.12.25 胆振身体障害者福祉協会安平支部 【審議会】 ①H30.1.30 安平町地域福祉総合検討推進会議 しょうがい福祉部会 ②H30.2.27 安平町地域福祉総合検討推進会議	1号(計画変更)に該当。 直近のしょうがい者の現状やサービス提供体制の現状を説明後、平成32年度までの「サービス量の見込み」と「成果目標」について当事者団体・関係機関ヒアリングを実施。ヒアリングでは原案修正無しとし、審議会である安平町地域福祉総合検討推進会議しょうがい福祉部会へ議案提出。同部会で内容を審議し、原案どおり承認可決した。安平町地域福祉総合検討推進会議へ議案提出し、原案どおり承認可決した。平成30年第3回安平町臨時議会へ報告し、北海道へも報告した。	HP、担当課での閲覧、広報笑顔30.2及び30.7掲載
3	安平町森林整備計画の変更【農林課】	森林法に基づく平成28年度から平成37年度までの森林整備計画のうち、平成30年度以降の内容を見直すもの	安平町森林整備計画実行管理推進チーム会議 平成30年2月6日	1号(計画策定)に該当 安平町森林整備計画実行管理推進チーム会議において、平成28年4月から策定した計画について、「コンテナ苗等の造林に関する事項」の追加等、変更について審議して答申が行われた。	HP、窓口縦覧、告示 広報笑顔30.7掲載
4	安平町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の策定【健康福祉課】	介護保険法に基づいて3年を1期とし、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるもの、また老人福祉法に規定する高齢者保健福祉計画と一体的に策定	安平町地域福祉総合検討推進会議介護保険部会 平成30年2月16日 安平町地域福祉総合検討推進会議 平成30年2月27日	1号(計画策定)に該当。 介護保険法の改正に合わせ、平成30～32年度における介護保険事業計画及び介護保険料の算定基礎となる事業量を見込み、検討推進会議介護保険部会にて説明し、検討会議に報告、3月議会にて議決後、北海道へ提出した。	HP、担当課での閲覧、 広報笑顔30.7掲載
5	安平町道の駅設置条例の制定【企画財政課】	安平町の地域情報発信・交流の拠点、地域の活性化を図るための施設である「道の駅あびらD51ステーション」の管理運営に必要な事項を定める設置条例を制定するもの。	安平町行政改革推進委員会 平成30年2月28日	3号(権利義務)に該当。 利用承認の要件、利用料金の妥当性、指定管理者制度による施設運営について審議し、原案通り承認された。その後、平成30年3月議会に条例提案した。	告示、HP、広報笑顔 30.7掲載
6	農村滞在型余暇活動機能整備計画書(あびらグリーン・ツーリズム推進計画)の策定【まちづくり推進課】	農業を主体とした体験型観光や景観づくりの発展、農村における所得向上・就業機会の創出に向けた整備を促進するため、農作業体験施設等の整備指針を定めるもの。	関係団体への意見照会(アンケート調査) JAとまこまい広域、安平町商工会、安平町観光協会 平成30年3月2日～3月22日	1号(計画策定)に該当。 関係団体等に対して意見照会を行い計画内容の補完等の後、告示、平成30年4月18日付けで北海道への報告を行った。	HP、広報笑顔30.7掲載、担当課での閲覧

(7) 条例第6条第2項等の理由により町民参画を実施しなかったもの

No.	名称及び担当課	概要	第6条第1項の該当・判断日	実施しなかった理由(条例第6条第2項)
1	安平町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部を改正【教育委員会事務局】	国が定める保育料単価の改定に伴う利用者負担額を定める条例を改正するもの。(額の改正)	5号該当(住民生活影響) 判断日平成29年5月25日	第2項第5号(金銭徴収)に該当のため実施しない。 施行期日:平成29年6月30日(平成29年4月1日から適用)
2	安平町税条例の一部改正(29.9議会提案分) 【税務課】	地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律等の改正に伴う、「控除対象配偶者」の定義変更など	3号該当(権利・義務) 判断日平成29年9月12日	第2項第5号(金銭徴収)に該当のため実施しない。 施行期日:平成31年1月1日(一部31.10.1)
3	安平町公民館条例の一部改正【教育委員会事務局】	安平公民館の増築改修整備に伴う、公民館各室の名称と使用料の一部を改正するもの。	3号該当(権利・義務) 判断日平成29年11月20日	第2項第5号(金銭徴収)に該当のため実施しない。(今回の改正では、使用の許可要件に係る改正はなく、使用料のみを定めるもの。)なお、教育委員会及び公民館運営審議会には、通常の手続きとして意見を求めている。施行期日:平成30年2月9日
4	安平町税条例の一部改正(30.3専決処分) 【税務課】	地方税法の一部を改正する法律等の改正に伴う、法人町民税の申告納付、わがまち特例に係る特例割合の変更など	3号該当(権利・義務) 判断日平成30年3月30日	第2項第5号(金銭徴収)に該当のため実施しない。 施行期日:平成30年4月1日
5	安平町国民健康保険税条例の一部改正(30.3専決処分) 【税務課】	地方税法施行令の一部改正等に伴う、賦課限度額及び軽減判定所得の基礎控除額に加える額の引上げなど	3号該当(権利・義務) 判断日平成30年3月30日	第2項第5号(金銭徴収)に該当のため実施しない。 施行期日:平成30年4月1日

* 条例第6条第2項第3号(緊急に行う必要があるもの)に該当する案件は0件